

令和2年9月18日

## 登録個別信用購入あっせん業者に対する行政処分を行いました

関東経済産業局は、本日、割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者であるフレンドトラスト株式会社（法人番号 2010001104004）に対し、同法第35条の3の21第1項及び第35条の3の31の規定に基づき、個別信用購入あっせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じました。

### 1. 事業者の概要

- (1) 名称：フレンドトラスト株式会社（以下「同社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 安藤 康司
- (3) 所在地：東京都千代田内神田 3-13-2 松尾ビル 6階
- (4) 登録年月日及び登録番号：平成22年7月20日登録 関東（個）第42号-3
- (5) 資本金：10百万円
- (6) 事業内容：個別信用購入あっせん業等

### 2. 処分内容

(1) 割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の21第1項に基づく改善命令

- ① 過量販売契約に該当するおそれがある個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約について、契約を締結した購入者等に対して、購入者等が契約を締結した特別な事情の有無、支払い状況等の確認を行い、購入者等の利益を保護するため適切な措置を速やかに講ずるとともに、適切に行っていなかった理由を検証及び分析し、再発防止策を講ずること。
- ② 購入者等からの苦情のうち、判別を適切に行っていなかった苦情について、判別を速やかに行うとともに、適切に行っていなかった理由を検証及び分析し、再発防止策を講ずること。
- ③ 特定取引に係る苦情対応調査並びに記録の作成及び保存を行っていないものについて、速やかにこれらを行うとともに、適切に行っていなかった理由を検証及び分析し、再発防止策を講ずること。
- ④ 加盟店に対し所要の措置を速やかに講ずるとともに、適切に講じていなかった理由を検証及び分析し、再発防止策を講ずること。

(2) 法第 35 条の 3 の 31 に基づく改善命令

多数の法令違反があったことの理由を検証及び分析するとともに、個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制を適切に整備すること。

(3) 上記(1)及び(2)の措置は、この改善命令を行った日から 1 月以内に講ずること。

### 3. 処分理由

同社に対して行った法第 41 条の規定に基づく立入検査の結果及び同社から提出のあった弁明書を確認した結果、以下の事実が確認された。

- (1) 過量販売契約に該当する個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約を締結していた。(割賦販売法施行規則(昭和 36 年通商産業省令第 95 号。以下「省令」という。)第 93 条違反)
- (2) 購入者等からの苦情申出について、当該申出が加盟店による購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるか判別を適切に行っていなかった。(省令第 94 条第 1 号違反)
- (3) 購入者等からの特定取引を行う加盟店に係る苦情について、特定取引に係る苦情対応調査を行っていなかった。(省令第 77 条第 1 項第 2 号及び第 3 号違反)
- (4) 特定取引に係る苦情対応調査を行っていなかったことから、記録の作成及び保存を行っていなかった。(省令第 78 条第 3 号違反)
- (5) 加盟店に対し、改善のための所要の措置を講じていなかった。(省令第 94 条第 4 号違反)
- (6) 過量販売に該当する販売契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結をすることを防止するために十分な社内規則等を定めていなかった。また、社内規則等を遵守するために必要な体制が十分でなかった。(省令第 101 条第 1 項該当)
- (7) 社内規則等に従った判別、苦情対応調査、認定割賦販売協会の加盟店情報交換制度への登録等を行っておらず、社内規則等を遵守するために必要な体制が十分でなかった。(省令第 101 条第 1 項該当)

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局 産業部 商務・取引信用課